# 第9回 新宿区基本構想審議会審議の要点メモ

日時:平成18年11月14日(火)13:30~16:00

場所:新宿区役所5階 大会議室

この要点メモは、次回審議会のグループ審議の参考として いただくために、まとめたものです。

よって、テープ反訳したものではありませんので、ご了解ください。

### 【A( ~ 章) グループの議論】

前回の分科会では、地区協議会の問題について明確に役割を位置づけるべきという意見と、現段階では、地区協議会の現況をふまえて、性急に位置づけるべきではないという意見とがみられた。

ご提示の骨子案の内容にもとづきながら、議論したい。

地区協議会に関する問題ではなく、できれば個別目標の変更についてご提案させて頂きたい。

第6分科会としては、前回基本構想審議会の資料番号7にある個別目標のたてかたについて議論したい。

まずは地区協議会について一通り議論した後に、改めてご提案頂きたい。

自治基本条例の策定を前提とするように見受けられる。

自治基本条例を策定したある都市を視察したところ、曖昧な点が多いことと、制定した 側も内容を把握できていないといった問題、地方自治法で決まっているに屋上屋をかける ような内容になっていることも多いといった課題も多い。

自治基本条例について、作ることを前提とするのか、自治基本条例そのものの意義について検討するのか。

地区協議会は協議会同士の横のつながりがないことが課題である。そのため、各地区協議会の成熟度がどの程度なのかがわからない。

私の関わっている地区協議会では、それぞれの分科会がそれぞれの役割を進めている。 具体的には目標を考える分科会、今後も継続的に課題を解決することを目指す生活に関 する分科会、加えて、町会のあり方、コミュニティのあり方等について審議しているとこ るである。 こうした議論を通じて、地区協議会の成熟度によって、果たせる役割が異なると感じている。実情や考え方などのご意見があれば是非お聞かせ頂きたい。

今の議論は、個別目標の枠組みを見直してはどうかという議論、自治基本条例のあり方 そのものを議論するのか、あるいは制定を前提とするのかという議論、地区協議会の成熟 度に対する認識が必要という指摘の3点であった。

まずは、自治基本条例について質問があった。部会レベルで内容についての議論はなかったと思うが、参画と協働などの直接的な住民参加を盛り込むことでは共通認識があったと思う。協議会の成熟度については議論の中で明らかになればと思う。

基本目標「」に関わる個別目標の枠組みを変えることを提案したい。

なお、自治基本条例について、起草部会でも議論できていないし、第6分科会でも立ち 入った議論はできていない。ただし、協働と参画を確立するための必要要素であると認識 している。

「 」にかかわる、自治基本条例や行政評価については、それぞれ個別に会を立ち上げて議論していくような大きなテーマだと認識しており、分科会ではまだ考えていない。

基本目標「 」については、個別目標は2点あげられ、基本施策として6点挙げられている。

第6分科会の議論では KJ 法を活用して個々具体の思いを抽象化し体系化してきた。こうした前提のもとで、個別目標の組み替えをお願いしたい。

基本目標というあるべき姿を具体化したのが個別目標である。

「個別目標」については自治基本条例を制定し、地区協議会を条例で明確化することを謳っているため、まずは、先ほどの「自治基本条例の制定の是非」についての議論をしたい。

条例の制定は議会の重要な役割である。基本構想の中で、自治基本条例の制定を明記するのであれば、制定が前提となるべきであるが、本来的には、必要性から議論すべきであって、作ることありきで議会で条例を制定するのは筋違いである。

条例の制定は重要だと考えているが、手続きについて提案がある。

自治基本条例は、自治の「憲法」にあたる内容であるため、通常の議会による決定の手順みを踏むだけではなく、住民投票にかけてはどうか。その結果、賛成過半数が得られれば、制定される。こうすることで、自治基本条例に「格」を与えることができる。

まだこうした手続きを踏んだ他都市はないので、新宿区で是非検討して頂きたい。

第6分科会の中では、協働・参画を実現する社会を前提とし、そのためには、議会・行政・ 住民がそれぞれの役割と責任を持つことを明確にする必要があるという考えから、こうし た条例制定が必要となったと思う。

この3者は不即不離で共同作業を行うことが大前提であると認識し、議論してきた。 盛り込むべきポイントとして、協働・参画だというご指摘だと認識した。

事務局の体系では自治基本条例については基本目標「」として位置づけられている。

私は、施策体系の中に組み込むのではなく行政の基本的な考え方などで提示してはどうかと考えている。

参画も協働も大いに結構であるが、責任を持たないといけない。自治基本条例も憲法というのであるならば、市民に権利だけではなく義務も課されることを認識すべき。

この「義務」まで含めて議論され、その上で基本条例を作ろうというのであれば良いと 思う。

その点については十分議論されたと認識している。

当初は要望ばかりが集まったが、次第に住民側にも責任があるし、行政も協働を謳うのであれば責任を果たすべきだろうという議論になった。

具体的に計画にどのように盛り込むかについても、論点になると思うので、積極的なご 意見をちょうだいしたい。

先ほど寄本委員が指摘した内容は非常に重要であり、是非取り上げて実現して頂きたい と思う。

「自治基本条例」を制定すると書くのか、検討すると書くのか、といった点についてど のように判断すべきか。

自治基本条例については策定すべきであり、議論すべきは策定のプロセスではないか。 新宿区民の参画と協働により、自治基本条例を制定する、といった記述としてはどうか。 三田委員のご提案の中で、地区協議会の役割を明確化するといった内容も含まれている。 先ほどの質問に対する回答も含めてご発言いただきたい。

地区協議会は何をすればいいのかわかっていない点もある。

自助・公助・共助の考え方に基づいて、これからはコミュニティそれぞれの特徴をふまえながらきめ細かく自治を考えていった方がよいと思うので、地区協議会の役割について明確にできると良い。

地区協議会の構成や取り巻く住民が、協議会によって異なる。

参画と地域課題の解決を目標として我々は活動しているが、条例の中に地区協議会が自治 組織としての役割を果たすということを明記されていれば、意義が明確になり取り組みが しやすくなる。

提言書の中に出てきたことを起草部会で検討を進めているが、地区協議会がどのような姿になるのかがわかりにくかった。既存の地区協議会を再構成するイメージなのか、あるいはエリアマネジメントなどの新しい機能を持たせることを想定しているのか。

多様な視点から地区協議会に役割が与えられているようだ。

また、自治の単位であるので、権限とか予算についての議論も必要であると思うが、とにかく設置することが重要であるということだけ明確になり、具体的な内容については先送りしている。

地区協議会がどうあるべきか、という具体的な姿をある程度提示して頂きたい。 提案の「コミュニティ活動の充実による~」は前回提示された資料の基本目標「 」と 「」を合わせたものである。

市民の義務と権利を明確化するとともに、地区毎に役割や位置づけが不明確になっていることが、地区協議会の課題であり、地区協議会の役割を条例の中で明確化した方がよいと考えている。

行政では、特別出張所を行財政にわたって強化し、地域の自治活動を支えることも重要である。

地区協議会が条例で力を持ち、できることが明確になるのが望ましい。

今、地区協議会で悩んでいるのは、現場で動いているのが町会単位であるため、町会との関係が曖昧になることである。地区協議会が町会の上に立つように整理してしまうと、 地域は分裂してしまう。

箪笥町協議会ではまずコミュニティづくりからスタートしようと考えており、その方法の一つとして町会を盛り上げる活動を地区協議会で実施してはどうかと考えている。しかし、やり方を一つ間違えると、既存の組織との対立関係を生ずることになるだろう。

新宿には多様な地区活動があるだろう。

しかし、印象論であるが、他の地域に比べればまだまだ不十分だと思う。実際に出張所単位で社会福祉協議会が設立し、予算を持ち活動している市もあることと比較すると、地域レベルで密着する団体は多くないと思う。

地域の活動の成熟度と自治(仕組み)の問題が存在するという指摘があったが、成熟していない状況だからこそ、理念を作るべきなのか、成熟に合わせて進めていくべきか。この点は難しい問題であるが、議論が必要である。

三田委員の個別目標の体系案に賛成する。

組織は、役割・権限が明確になっている場合は取り組みも明確になるが、テーマが錯綜していたりすると、出席者がいなくなり、空洞化する。そのため、地区協議会の権限・役割を明確化して、予算化すべきだとおもう。

ただし、この点を条例の中で定義すべきものかについてはわからない。

地区協議会の構成の柱になっているのが町会であるので、津吹委員のご指摘のような地 区協議会と町会の対立は起こらないのではないか。

かつて経験したことであるが、地方の方が区レベルの自治の伝統が培われている。

イギリスではパリシュという制度があり、それが現在でも続いている。

アリストテレスはお互いが見える距離がコミュニティの単位としては適切だと考えポリスの大きさになり、フランスは鐘の音が聞こえる範囲がコミュニティのエリアとなっている。

日本では、水と空気と景観が共有できるエリアがいいといっている人がいる。新宿はこうした点からみると広すぎるので、区の中で細分化した自治を育むことは意味があると思う。

スウェーデンでは、住民税の2%を徴収してコミュニティ活動に取り組んでいる組織が

あるが、住民は評価していない。それは組織の「官僚」ならぬ「民僚」が牛耳ってしまい、 地域のニーズに柔軟に対応できなくなっているからだそうである。今後新宿区でも組織を 検討する際には、代表者をどうするかといった点を検討しないと、同様の問題を引き落と すことになるだろう。

地区協議会を位置づけるという方向性としては賛成だが、諸課題があるので、それを認 識頂きながら進めていく必要がある。

私どもの地域では、マンションが一つ建つと約 600 世帯増加する。そうすると、既存の200 世帯の自治会とは相容れなくなる。

また、例えば防災についてみても、マンションは耐震性が高いため、地震の時には外に 出ないという意見がマンション内のコミュニティでは主流となり、結果的に災害時に既存 の自治会との関係が断絶することになる。

地区協議会を重要なものとして位置づけることは異論が出ていないが、それを条例で位置づけるべきかどうか、という点については明確になっていない。

新宿区は共同住宅世帯割合は 75%である。これらが地域のコミュニティについて問題になっているといわれている。

地区協議会では、各層様々な人が参加することが重要であるが、こうした集合住宅居住が多いという地域の特性にどのように対応するのか、という課題も検討すべきポイントだるう。

こうした具体的な課題について指摘頂ければと思う。

町会・自治会が地域の主な担い手になっているが、そこで NPO やボランティア団体がどのように参画していけるのかも課題であり、どのような仕組みで解決していくのか議論する必要がある。

地区協議会の構成人員は地区特性に応じて様々である。

地域の集合住宅に住む人が参加しやすいような土壌を作るということも、地区協議会の 仕事であると位置づけるべきである。例えば、全て地区協議会の中で議論するだけではな く、年に数回は全ての住民に開いた話し合いの場を設けるなどが考えられる。

また、町会・自治会の調整機能や情報発信機能も担うべきである。

住民を代表する組織として位置づけるのか、地域の「組織」も含めた代表として位置づけるのか。

例えば、新宿の NPO は事務所を置いているだけで住民ではない人も多い。組織も含めた 代表とするならば、地区協議会の参加者にこうした組織の構成員も含めないといけないが、 どのように考えるべきか。

その点について第6分科会では、体系的な議論はしていない。

地域課題を認識するためには、地域の情報が必要であるため、非常に細かい地域単位でのコミュニティ白書のようなデータ集を作成している事例もある。こうした取り組みが、 そうして認識した課題に対するアクションプランを策定して、行政がサポートしながら地 域課題を解決するといった活動にもつながるだろう。

地域協議会では、こうした多様な活動が展望されるし、それがコミュニティの基盤につながる。

NPO は目的別に活動内容がことなるし、法律にも不特定多数が受益者になることが求められているため、最初からこうした組織も含めるということは難しいだろう。

一方で、整理された個々の課題を解決するための活動について、NPO が参加することはあり得るだろう。

箪笥地域でも理科大、法政大学と防災についての協定を結び、災害時には各大学の登録 学生に救助活動に参画して頂くということになっている。

地区協議会が権限を持つことができれば、活動の幅は広がる。ある程度の明確な位置づけ・権威付けがないと、区と異なる組織である警察や消防と協力関係が必要になった時に、 うまく活動できないのではないか。

町会は身近に感じられない。それは、旅行のチラシや防災訓練のチラシなどは配布されるが、実際に町会の会議がどこで行われているといった町会組織の内容がわからないからだと思う。

自治基本条例を作るとすれば、こういったレベルの人たちが参加できる環境を作るだけではなく、参加しなければならないという点を明確にすべきだと思う。

例えば、マンションであれば、何戸以上であれば地区協議会に代表を出席させるという 形を作らなければ、特にワンルームマンションの場合には、住民が自治に興味を持たない ままとなり、コミュニティが形成されない。

今の町会の加入率は50%である。

どのような住民であっても、コミュニティに対する問題は意識が高いと思う。

他地区の例であるが、放置自転車やポイ捨てなどについても定めた、安全・安心に関する条例では、行政・区民の役割が明確化されている。マンションの人が見ても、コミュニティに関心のない住民がみても、これならやらないといけないと思う内容になっている。

なにか、一つの指針をもうけ、さらに、目標設定することが、地域活動への参加を促す上では重要ではないか。

ある自治体の職員の労働組合の研修に出たことがあるが、半数が女性であった。これは 規約で決まっているそうである。

このように、規約を明確にしてこそ、組織は機能する。

自治については制度が引っ張る制度自治と現状をふまえる事実自治の二つの側面がある。 我々としては、制度が引っ張っていく制度自治の可能性を大事にすべきである。

大久保地区は 22 の町会が協議会に入っているが、そのうち 6 団体はマンション関係である。しかし、情報の伝達はうまくいっていると認識している。

ただし、町会について理解を頂いていない住民に対して、まず加入することを進めることも重要だと考えている。

地区協議会がどうあるべきかという意見が出ているが、素朴な疑問として、協議会は意 見を出し合う場なのか、何か活動する執行の場なのか。

地域で何かに取り組む場合、言い出した人が取り組むのが地域活動の前提のようになっている。

協議の場でもあり、執行の場でもあると認識している。

実際に地区協議会の分科会で地域課題について協議・把握し、解決にむけた活動に取り 組んでいる。

初年度は予算が付かなかったので、協議をして、行政や専門団体に依頼する動きであった。

今後は地域課題が明確化するにつれて予算権限の要求が高まり、執行体として機能することになるだろう。

四谷地区協議会を立ち上げる際にも、町会との関係性が議論になった。地区協議会は新宿にある様々な団体が、横断的に話し合ったり活動を行うことを支援する組織として位置づけるべきだと思う。

箪笥町では、活動にNPO等が参加している例などもあるが、財政的な裏付けがないので、手弁当でできる範囲に限られていた。協議も執行も行っているが、今後予算的な措置が得られれば、より活動しやすい。

地区協議会というのは、地域の人が情報交換し、課題を発掘する場であり、さらに、課 題解決を行政に求める場ではないか。つまり、協議体である。

かつては、地域の様々な課題に対して、新宿区全区一律で対応していたのに対して、地 区協議会の意見をふまえて個別に対応していくことになるのが望ましい姿である。

いずれにしても、始まったばかりであるので、暫く議論をしながら、いい方向に向かっていくことが重要である。

仮に、地区協議会が執行体であるとすると、手足となるのは町会なので、町会との関係が維持できなくなるのではないか。さらに、議会に陳情するという圧力団体になるおそれ もある。

町会が行政からの連絡の受け皿となっていた。地区協議会は町会以外の人も委員として 参加しており、そこに意義がある。

地区協議会としては、自分でできることがあれば自分でやりましょうという「義務」を 果たす目的で、活動している。

例えば防災訓練など、町会単独ではできないが地区協議会が相互に調整することで実現 可能な内容もある。

山添委員がイメージしている執行という言葉ほど大きな内容ではない。

今年の3月に、四谷消防署でイベントを行う。そのイベントの中で、地区協議会が避難 所情報を提供することを協議している。

避難所情報は、別の組織の内容であるが、こうした横の連携や組織間の隙間を埋めるこ

とが、地区協議会のような組織の大きな意義ではないか。

執行体という言葉の意味するところは、地域課題を解決するために、防犯パトロールを 行ったりすることを意味している。

自治は補完性の原理が重要である。

そのため、近隣政府をどのように位置づけるかが、外国の事例も含めて具体的な課題だと思う。

具体的には特別出張所の役割について、地区協議会との関係について整理する必要がある。特別出張所が、近隣政府に求められるような課題横断的な発想で活動する組織として 変貌することもあり得るのではないか。

区民個別で対応できないものについては、協働と参画の中で、組織横断的に行政として の特別出張所と、民間としての地区協議会が対応するイメージか。

例えばいじめ問題などについて、近隣政府として特別出張所が対応すべきだろうか。

各地区において子どもの安全・安心ということで、取り組みが行われている。こうした 状況をみると、地域レベルの課題解決には縦割り行政では対応できず、地区協議会の調整 機能が重要となる。

地域が縦割りではなく、課題全体を横断的に考えるという視点から近隣政府を目指すべきであり、特別出張所や地区協議会が役割を果たすべきであると考えている。

近隣政府は市町村の中を細分化して、コミュニティレベルの住民組織を政府のように発展させる概念である。

我が国の場合には、合併特例区といった合併法に基づいて旧市町村単位で設置される場合と、それ以外に自治法の改正で設置が可能になった地区協議会とが存在する。

近隣政府という指摘があったが、特別出張所、地区協議会とは別に議論したい。

地区協議会を重視することに異論はないと思うが、条例として位置づけるのかどうかが 最終的な問題になると思う。これは、自治基本条例を制定すべきという意見とからむので、 この点を再度確認したい。

地区協議会の会長として取り組んできたが、各分科会が結論を出しても、その結論がそのまますぐに実行に移されるわけではない。住民に納得されて始めて効力を持つ。

地区協議会が一つの方向性をだしても、そのことに価値はなく、地域の人に認められた時に、意味がある。

そう考えると、一つの規範は必要だが、住民同士の議論の中で方向性が出てくるのでは ないかと思う。

実際に、環境美化などの具体的な問題に対する解決方策については、課題毎の個別の議論を進めた結果、地区協議会で決定した内容を進めるために、町会の協力を得なければいけないことが判明した。

協働・参画は基本となる柱であるので、成文化した条例を目指すようにしたいと思う。 一方で、細かい役割などを掲載するかについては検討が必要だと思う。 これからはすべて地区協議会の時代だということではなく、地域の諸課題を発掘しなが ら、それに対応するのが地区協議会の役割であるということである。

アメリカのピッツバーグでは、「city charter」を制定する場合には、委員会が素案を作成し議会が承認する。さらに住民投票の結果成立するが、その前に権威付けを行うために、州議会の承認が必要であった。

地区協議会には、地区協議会にしかできない分野がある。

協議会が住民の意見を集約した結果であれば、特定の参加者の要望を突きつける圧力団体となることはない。地区協議会が解決すべきものと、より幅広い意見を集約しながら広域的な視点から解決すべき課題はわけて考えるべきである。

それぞれの地域で、協議会には特色がある。それらをふまえた上で、各協議会で共通した取り組みができるよう、目標・目的をはっきりさせた上で条例化すべきだと思う。

### 【B( ~ 章)グループの議論】

外国人

提案 外国人との共生については、第 章に一体的に記載し、個別目標として位置づけるべきである。

意見 外国人の生活面を扱った第 章と、外国文化と日本文化の融合を扱った第 章の論 点は異なるため、このまま両者を別に記載する形でよい。

文化をどのように捉えるかという点に係る問題であり、日常生活に関するものを文化と捉えた場合、現在の区分けのままで良いと考えられる。

新宿の特性を踏まえ、新宿における外国人との共生を考える場合、基本施策として の位置づけでは弱いと思われる。そのため、1つの個別目標として整理することが 重要であると考える。

区民会議でも議論が十分でなかったことを踏まえ、本分科会でも議論していただきたい。

現在、区民会議、基本構想審議会、都市計画審議会という3つの枠組みの中で議論を行っており、本分科会の議論だけで、外国人との共生に関する基本施策の位置づけを決めることは考えていない。最終的に、各審議会等で行われた議論を集約し、検討することとしたい。

現時点で提示している起草部会の検討に基づく資料は、様々な意見が共存したものとなっており、それらについて、本審議会でさらに議論を行いたいと考えている。

区内在住の外国人に関する点は、本来、第 章~第 章の全てに関連するものであり、 そのような認識の下、外国人に対する施策を考えるべきである。外国人との共生に関する 点を、1つの章に集約すること自体が差別になると考える。

外国人との共生に関する点の位置づけは、現在の枠組みのままで良いという意見が大半

を占めているようである。

基本構想の基本理念や将来像のなかで、外国人が多いという特徴を踏まえた適切な位置づけがなされれば良いのではないか。

## 基本施策・個別目標の表現について

「持続可能性」、また、「まちの記憶」という表現について

提案 まちづくりの基本目標の第 章には「持続可能な都市」という表現があるが、これ は必ずしも区民にとって分かりやすいものではない。「みどり」、「水辺」、「環境」等の表現 を用い、環境問題に積極的に取り組むまちをめざすことが分かるようにした方が良い。

同様に、第 章の「まちの記憶」という表現は、そのイメージが伝わりにくく、「歴史」や「文化」という表現を用い、区民にとって分かりやすいものに修正する必要があるのではないか。

#### 意見

少なくとも第3分科会では、委員全員が「持続可能な都市」の意味や、それが成長や開発とは異なる都市像を目指すキーワードであることを十分認識している。また、「持続可能性」という表現は、近年、社会一般で利用されている表現であり、突飛なものではないと思われる。そのため、表現の修正は必要ないと考える。

「まちの記憶」という表現についても、新宿における歴史の蓄積を意識したものであり、 修正する必要はないのではないか。

持続可能性という表現は、もともと環境分野で用いられてきたものであるが、近年、その用途が多様化し、異なる語義を示すものとして利用されることもある。そのため、持続可能な都市の理念、その具体的なイメージを示すことが必要である。

第 章の個別目標の「環境への負荷が少ないまち」という表現は弱い感じがする。環境 を最優先するという姿勢を打ち出すことが重要である。

また、都市基盤整備に関する個別目標の後に環境に関する個別目標を位置づけると、開発を環境に優先するような印象を与えかねないため、その順序も再検討する必要があるのではないか。

「まちの記憶の再生」という表現のように、その背後にある考えを共有することが難しいものについては、あまり奇をてらわず、もっと分かりやすいものに修正した方が良いと考える。

「まちの記憶の再生」という表現は美しいが、その基本目標に対応する個別目標、基本 施策が分かりにくい。具体的に、どのような目標や施策をイメージしているのか、ご説明 頂きたい。

第 章の基本施策として記載されている「文化、歴史の掘り起こし、継承・発展・発信」が、比較的、「まちの記憶の再生」に近いものであると考えている。

新宿区には、地域特有の文化と固有の自然地形がある。特に、後者に係るものとして武

蔵野台地における坂や外堀があるが、「まちの記憶の再生」のなかには、ハードな施策だけではなく、ソフトなものについても位置づける必要がある。

「持続可能性」という表現は、今日、一般的なものになりつつあると思う。

施策体系案では、「まちの記憶の再生」について、区民会議提案が示す施策案とは異なる 枠組みで整理されており、同様の表現を用いていても内包する施策やニュアンスに差異が 生じている。その点について、再検討頂きたい。

「まちの記憶の再生」という表現は美しいものであるが、新宿区の文化や歴史を大事に するまちづくりということが具体的に分かる表現にした方が良いと考える。

持続可能な発展に関する区民会議の提言内容には賛同するが、区民に対する説明責任を 果たすためには、より分かりやすい表現にするべきではないか。

同様に「まちの記憶の再生」についても、「歴史・文化の香り豊かな街」とした方が分かりやすいのではないか。基本構想のなかで位置づける際、その表現は区民が広く共有できるものとした方が良いと考える。

基本施策からの積み上げにより施策体系を構築しているため、個別目標や基本目標と施 策がうまく結びつかない面もあるように思われる。その点について、分かりやすく整理す ることが必要である。

表現を柔らかくする意図は理解できるが、当初の区民会議における議論の背景や、提言の意図とずれる恐れもあり、表現の修正検討は慎重にして頂きたい。

そもそも、区民会議分科会の区分けがよくなかった面もあるが、施策体系の分類が未だ に理解できない。第 章~第 章は論点が重複している。

区民会議の提言を踏まえ、区民にとって分かりやすいように施策体系を検討していくことが必要である。

基本目標には分かりやすさも必要であるが、一方で、理念的なものであることも重要である。個人的には、「持続可能な都市」という理念・考え方は残しておいた方がよいと考えている。そのため、基本目標にはその解説をつけることを考えている。

ただし、施策体系案では歴史文化に係る点が第 章、第 章に分割されており、山下委員のご指摘の通り、区民会議提案が適切に盛り込まれているか、個別目標の分類を再検討する必要もあると思う。

先程出た、第 章-3 に位置づけられているまちの美化や生活環境に関する論点を、「生活環境に配慮した街」として新たに位置づけ直してはどうかというご指摘を頂いた。次に、この点について議論を行いたい。

### 個別目標、基本施策の構成について

第4分科会では、住み続けられるまちとして、開発に対する規制等について議論が行われた。環境に関する個別目標の下に、「生活環境に配慮する街」に関連する基本施策をまとめて位置づけて頂きたい。

第 章の「環境への負荷が少ないまち」という個別目標は、地球環境に関するものであり、これとは別に、放置自転車等の身近な生活環境に関する問題を位置づけることが必要である。

第 章-3 における循環型社会に関する論点と、第 章-3 の環境教育に関する論点を一体的に整理することも一案であると思う。

第 章に位置づけられている環境教育は、本来、地区協議会を中心に、地域と学校が連携し、子どもと大人が共に取り組む総合的なものであるが、環境分野に位置づけられているため、取り組み内容が環境に限定されたものとなってしまっている。

区民提言の第 章-10 のような括りのなかに整理すれば、総合的な視点から環境教育を捉えることができる。ただし、施策体系案をベースに考えるのであれば、新たに、生活環境に関する個別目標を設け、その下に環境教育を位置づけた方が良いと思われる。

現在の環境教育に関する位置づけが弱いことから、その位置づけを強化するため、第章に生活環境に関する個別目標を設けその下に整理する案、あるいは、第 章の教育の分野に位置づける提案という理解で良いか。

その通りである。

教育を、学校教育と地域における教育、家庭における教育に分割することには問題がある。同様に、環境教育についても地域と学校に分割するのではなく、環境に関する分野のなかに一体的に位置づけるべきであると考える。

第 章-2- の「公害の防止と良好な生活環境の保全」以下3つの基本施策については、 新たに第 章-3の中で を含めて再整理をした方が良いのではないか。

私もそう思う。第 章 3 に として「生活環境」を加えたらよいと思う。また3の「環境への負荷が少ないまち」も表現が弱いので、別のタイトルを考えたい。

災害時の医療体制の充実に関する記述があまりないため、検討する必要がある。

分科会では、防災に関する議論はあまり行われなかったと思われる。

第 章の個別目標「水辺と森の再生」と第 章の個別目標「身近な水辺とみどりをいかしたまちづくり」を分けている理由をご説明頂きたい。

第 章に関する論点は、水辺と緑の環を全区的なインフラとして再生することに力点があるのに対して、第 章は身近なより小規模な環境づくりに関する点に重点がある。

基本施策の表現には、区民提言の表現を変更しているものもあるため、当初のニュアンスが失われてしまっているように思われる。区民提言の表現にはあまり手を加えず、基本施策に用いた方が分かりやすいのではないか。例えば、区民会議が提言している住宅施策については、「持続可能な社会」という意味合いが強く、「住み続けられる」という表現が必要ではないか。

ユネスコでは社会、経済、環境について、それぞれ個別に持続可能性に関する定義を行っている。そのような解説も盛り込んだ方が分かりやすいとも思われる。

区民会議の第3、4分科会では、文化や歴史の継承・発掘を中心に議論を行い、ハード 面に関する議論はそれほど行っていない。一方で、第 章の基本施策は、全般的にハード 面に偏っている感があり見直しを行って頂きたい。

今回提示されている施策体系における基本施策は現時点のイメージであるとの説明を受けており、今後、どのように区民会議提言が盛り込まれていくのか見えてこない。

基本構想に係る策定審議が終了後の区民会議の継続について検討して欲しいという声がある。例えば、第 章-1の「都市内分権の推進」にある地域組織の1つとして、基本計画の策定後も、地区協議会と並列に区民会議を位置づける等の検討を行って頂きたい。

第 章-3- の「消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり」に、消費者団体と行政との協働、担い手となる団体の発展とネットワークについて、基本施策の具体的内容の例示として付け加えて頂きたい。

区民会議に続く組織の重要性・必要性は理解するが、「区民会議」自体は区民提言の作成を目的とした組織であり、新基本計画の基本施策に名称をそのまま位置づけることは難しいと思われる。

第6分科会では、区民会議を存続するための制度化について検討を行って欲しいという 提言をしてきた。ただし、施策体系案ではそのような文脈が欠落し、「地区協議会」や「協 働」といった表現のみが継承されているため、当初のニュアンスが失われている。区民会 議提言を踏まえた再整理を行って頂きたい。

今のご指摘は、もう一方の分科会で議論する内容であると思われる。

都市内分権については、以前、学識委員からも説明があったが、その具体的なイメージや区議会との関係も分かりにくいものであった。より具体的な説明を行って頂きたい。

住宅は人権であるという考え方には賛成するが、防災から福祉に至るまで、住宅に関する施策を一体的に整理することには無理もあるのではないか。また、都市マスタープランとの関係も調整する必要がある。

住宅は第 章に位置づけているが、住宅政策のなかには福祉に関する点もあり、欠落が ないように留意したい。

第 章-2- のなかの「質の高い住宅と良質な居住環境の整備」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。

それは、規定以上の質を担保するということか。「質の高い」という意味がよく分からない。

憲法 25 条が保障する権利に基づき、国土交通省が定める基準以上の住宅を整備するという考えが背後にあると思われる。

住宅の質について、区民会議では「質の高い住宅」というような表現で提言を行っていないため、基本計画にて表現が変更されると提言時のニュアンスが失われてしまう。

地域で住み続けるためには、公共住宅の需要は高まっている。そこでのコミュニティの 問題等も併せて、公共住宅の必要性等、区民会議提言では網羅できていない点もきちんと 位置づける必要がある。

起草部会では、区が住宅整備において果たしうる役割は終わったのではないかという意見もあった。

個人的には依然として公共の果たしうる役割はあると考えているが、その点を基本計画 のなかでどのように位置づけるかということについて、起草部会では議論が尽くされてい ない。

第 章-2- では「だれもがくらし続けたくなる」とあるが、区民会議では「住み続けられる」という意味合いで提言している。現状、高齢者の賃貸住宅への入居に関しては家賃保証の問題があり、また、子育て世帯にとっては、ニーズにマッチした住宅が少ないという課題がある。こうした課題を改善するためのしくみづくりが必要である。

区民会議では、社宅に対する区の関与等を含め、議論が尽くされていない点がある。これらの点について、可能であれば追加提案等を行っていきたい。

2年前に住宅審議会では住宅に関する基本方針が提言されているが、これまで基本構想 の策定における検討では、同審議会の基本方針に対し、どのような議論がなされてきたの か。

10年前に策定した基本構想では、新宿区の6割が住居地域であることを踏まえ、居住者のための地域である点を再認識することから議論が行われた。基本構想では、30万人の人口の維持や子育て支援等に関する観点について、キャンペーンのように打ち出すことも必要である。

住宅や住環境を守り、人々が住み続けられるまちをつくる姿勢を示すことが重要であると考える。

区民会議提言を踏まえ、次の点について修正・加筆を検討して頂きたい。

- 第 章-1-: 水辺だけでなく、地形も継承するという表現が重要である。
- 第 章-2-:歩くことだけでなく、域内の交通手段の整備の検討を行って頂きたい。
- 第 章-3- : 超高層は景観だけでなく、第 章にも関連するものである。

持続性と循環型という表現は類似するものであるが、地域という観点を前面に打ち出し、 バイオリージョンという考え方から、様々な物質的な循環を生み出すための社会のあり方 を検討する必要がある。

まちの広場という論点は、道路の利用に関するものなのか。

今後、道路脇を花壇として利用することが重要となる。

安全・安心という括りのなかには、防犯だけでなく防災も含むことが一般的である。

花は枯れてしまうため、新宿区の伝統を継承する意味からも、新宿にゆかりのある人物の彫像等を設置した方が良い。

安全・安心は広範な論点を含むため、全区的に区が主導するべき点と、身近な地区ごと に協働で実施した方が良い点を分けている。